

(二) 臆説は既知の真理と矛盾する所あるべからず。
(三) 臆説は證明或は論駁を加え得べきものなるを要す。

然れども第一條件は事實に適合せざるべからずてふとを含み、事實上全然思惟し得べからざる荒唐怪異なるを禁ずるの謂ひにして、單に信憑せられざるものなるべからずとの謂ひにあらず。即ち其は、地球の球狀、自轉が昔へ人には信ぜられざりし如く、新説は多くは一時無稽なりとして斥けけらるゝも、斯くの如きは全く事實を離れし程怪異のものにはあらざるにて知らるべし。第二條件に於て既知の真理とは其際時に於て如何なる事實をも圓滿に證明し得る程のものなるを豫想す。若し然らざれば此にも亦た幾多の新説は既往の定説に反對して起れるが常態なればなり。斯くて兎に角如上の二條件は臆説の批准としては絶対的の價值あるものにあらず。唯、第三の條件は臆説を前提として演繹的歸結をなし得べきとを含み、若し然らざれば其が實際の事實と一致するや否やを知ると能はず、從て論駁證明をも施すと能はざるをいへるものにして、臆説の根本的制約をなすものといふべし。

第十一章 思考の方法的形式論

(二) 統制的形式

第四十一節 統制的形式の種類及性質

科學的思考が一定の對象に關する知識の統制を構成するを目的となすと、而して其等の科學的智識は夫々各對象に關する概念及び斷定等の要素に成れるものなるとは前顯幾多の説述に由て明かなり。而して之がためには其等の要素は種々なる思考連鎖をなして相結合し、以て歸結に至れるものなるが、明確なる智識の統制が定立せられんには、概念は明晰、分明にして且つ常恒の相を有せざるべからず。即ち概念の内包及び外延は確然規定して表明せられざるべからず。又た斷定は調和關聯して秩序的に結合せる形式を具へざるべからず。是等の條件に成れる全態を構成するは皆な思考の方法的活動にして統制樹立に欠くべからず。而して前者に關する方法の形式は定義及び分類にして、後者に關するものは論證なり。總じて之を統制的形式と稱す。

斯く説き來れば統制的形式と研究的形式の區別如何に思ひ到らん。げに斯の區別はまた絶對的のものにはあらざるなり。又た嚴密に先後の順序を劃するに能はざるなり。蓋し統制的形式は既得の智識に秩序的表明を興へ、若くは研究的進行の結果を整理すといふべきものなり。之がためには既に精緻なる研究に由て各智識は開發せられあらざるべからず。然るにまた既得の智識が先く整頓し、充分明識せらるべき形相にあらざらんには、其は又た更に深邃なる研究を進歩するの基礎を得ざるべきなり。是を以て科學的智識の獲得に於て兩者は相交渉し、不斷に相連衡して進動す。唯、今の場合に於て精緻なる研究は如何に其結果を表明すべきやを示さんがために姑らく敘述の便に由りて然かく分てるのみ。

第四十三節 定義と分類

(一) 緒言。一方に於て科學的思考が其の研究する對象に付て充分なる精密を遂ぐるは、其に關して精密に規定されたる一定不變の概念を構成せんとを努むるにあるが。他方に於ては又た各人の經驗乃至其の特殊の見地に由て概念の意義從て其を代表せる名辭の意義は常に變移しつゝあり。斯くの如くして其等

の概念が常に夫々秩序井然たる表明を以て存するにあらざれば曖昧紛糾を來すとを免かれざるべし。之を禦ががためには概念を確立して使用するを要す。而して其の概念の意義を確定して表明するとはやがて其の明晰と分明とを保持する所以なり。されど如何なる方法に由らば明晰分明なる概念を得べきかの問題は即ち論理學全體が答ふべき所のものなり。されば爰には斯くの如き明晰分明なる概念の既得せるを豫想し。さて如何にせば井然其の如き形相を以て表示せらるべきかの問題を考察するにあり。

然るに概念は常に内包的方面と外延的方面とに適用せらるゝものなるが故に、之を内包的見地より説明して以て其が包有せる諸徵表を表明し、其の意義を規定するものを内包的定義 (Intensive definition) 即ち狹義の定義と稱し。其の外延的見地より之を説明し、其が適用せらるゝ諸の對象に付て其範圍を秩序的に規定するものを外延的定義 (Extensive definition) 即ち分類 (Division) と稱す。例へば既に述べたるが如く、惑星を其の内包的見地よりして太陽の周圍を橢圓形の軌道を以て回轉する天體なりといひ。又其の外延的見地よりして其は水星金星及び火星等諸

星の總名なりと、其の一々の星名を擧げて其意義を確明にするが如し。然らば則ち是等の形式は如何様にせば果して克く概念を規定するを得るかは次に説述せんとする所のものなり。

(二) 定義。 定義は概念を取りて其中に潜める斷定的形式に導き以て其の要素的表象或は徴表に依れる規定を更に明瞭せしむる表明なり。先づ明晰なる概念は一切の他の概念、就中其に近似の概念より確然判別せらるべきものなれば、概念が明晰に表明せられんには、其の概念にのみ限りて存せる徴表を記述するか、若くは其の概念には屬せず、唯其の近似の概念にのみ屬する徴表を否定的に列擧するに由てなさるゝものなり。例へば「人ハ直立シテ歩行スルモノナリ」或は「春ノ季節ハ寒カラズ又暑カラズ」といふが如く。爰に主部は明晰にせらるべき概念にして賓部は其に付て肯定若くは否定する所の規定に成れる、肯定的若くは否定的たる斷定を以てす。然れども斯の斷定は一概念が他と區別して思惟せらるゝ所をのみ示すものにして、之がためには其の内包の一部を示すを以て足れりとし。又た其の徴表の本質的たる偶有的たるを問はず。其間の關係に付ても亦た

注視せず、唯、其等の徴表を枚擧記述せるものなり。而して其等の徴表を分別枚擧する過程より見れば之を分釋 (Partition) と稱せられ。又其は唯、其等を記述するに止まるが故に之を記述的定義 (Descriptive definition) と稱せらるべし。要するに此は不完全なる定義なり。

論理的定義 (Logical definition) 即ち完全なる定義は明晰にして且つ分明なる概念を解明し、即ち其概念の内包に關する十全なる知識を表示するものなり。之がためには概念の含める諸、の本質的或は必須的徴表を完全に列擧するを要す。されば論理的定義は十全なる記述的定義なりといふべく、爰に概念の内包は完全に規定せられ、以て明晰分明に表象せらるゝなり。而して通常論理的定義は定義さるべき概念に對する最近の類に其概念の特有的徴表即ち種差を添加せるものを以て規定するに成る。換言すれば、定義さるべき概念(種)を主部とし、種差に由りて限定せられたる最近の類を以て賓部となせる斷定的形式に成るもの是なり。斯の方法は實に如上の要件に適合するものにして概念の内包全体を表明し、併せて他の概念との區別を劃定するものなり(第四章第十節、五節參照)。例へば「圓ハ線中ノ如何ナル點

モ中心テフ内部ノ一點ヨリ其距離ニアル(種差)曲線(類)アリ或は人ハ理性及ビ言語ヲ有スル(種差)動物(類)ナリといふが如し。

次に論理的定義に要すべき条件の重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 第一則。定義さるべき概念の本質的或は必須的徴表を擧示せざるべからず。
- 第二則。定義さるべき概念の内包は其の本質的徴表に由て過不及なく規定せられざるべからず。
- 第三則。定義さるべき概念若くは其と同義なる概念を用ゐて定義すべからず。
- 第四則。定義は曖昧。多義。若くは比喩的の表明を避けざるべからず。
- 第五則。否定的規定を用ゐて定義するを避くべし。
- 第一則に於ける本質的徴表とは別言すれば其概念の屬せる最近の類と其をして同類の他の種より區別せしむべき特有的徴表(種差)を表示するに外ならず。蓋し定義は概念の内包を精密に規定するに必要なものあれば足れり其以上のものを要せざればなり。第二則は即ち過廣的若くは過狹的定義たるべからざるとを要求するものにして。若し其概念に屬せる本質的徴表の或るものを缺くときは其は廣漠に過ぎ。或は若し其概念一般に屬せず其に屬せる或る種にのみ屬する徴表を用ゆるときは狹隘に失す。例へば葡萄酒ハ藥用ニ適スル飲料ナリは過廣なり。此種の飲料は尙ほ他にもあればなり。或は政府ハ人民ガ自己ノ生命財產ヲ保護セントシテニ設ケタル制度ナリは過狹なり。政府は斯くの如きものにのみ限らず人民の意思に左右せられざるものもあればなり。斯くして爰に彼定義の概念(主部)と定義(賓部)とは十全に一致せる断定なるべしといふにあり。故に定義の正否如何は其を單純換位して反轉的なる繁實的断定なるや否やを見るにあり(第五章節第二)。第三則を犯すときは循環定義(Circularis in definiendo)なる過誤に陥る(第十四節参照)。即ち再び定義せんとする所に轉戻して毫も概念の主義を開展規定する能はず。例へば正義ハ正シキ行ヒノ道ナリ或は草木ハ植物的生活ヲ營ム有機物ナリといふが如き是なり。第四則は概念の意義の精確を具へざるに至るを避けんがためなり。殊に定義さるべき概念よりも一層難解不明なる表明を用ゆるが如きは定

論理學 第十一章 思考の方法的形式論 第四十三節 定義と分類

義の明確性を失ふものなり。一二の例を擧ぐれば、人ハ習慣ノ奴隸ナリ、或ハ善ハ精神界ノ光明ナリ、の如き類にして、其等比喩的の眞理は更に説明を加へざれば科學的定義となると能はず。第五則の存するは、是れ定義は概念が包有せる所のもは何なるやを明示せんとするを目的とし、其が包含せざるもの。其があり得べからざるものを表はさんとするにあらざればなり。是を以て、哺乳動物ハ産卵スルモノニアラズ、の如きは又た過廣的となり、其意義の漠然なるを免れず。勿論前述の如く否定的定義は單に區別を目的とし。以て明晰なる概念を表はし得べきも分明なるものは表はすを得ざるなり。

如上の條件に由て論理的定義を下すに當り。既に科學上定立せられて或る名稱を有せる概念の意義に適合し、其を類と種差とに分析して示せる定義を作るとあり、之を分析的定義 (Analytical definition) と稱す。之に反して新たに又た自由に類と種差とを綜合して定義せる一概念を創作し。概念は定義其者に由て初めて思惟さるゝを得る場合あり。之を綜合的定義 (Synthetical definition) と稱し、科學上實際に新概念を要求するとき成さるゝものなり。

(二) 分類。 分類 (Division) は概念の外延を分解し、其の各部を十全に且つ秩序的に枚擧排列するの謂にして。換言すれば或る概念を類と立し、之を分解して種を導き、以て其の全外延を十全的に規定するものなり。是に由て或る概念の外延は如何なる且つ幾多の種が、如何に相關係して構成するものなるかを表示するを得べく。是れ吾人が知識を秩序的に整理するに當り必要なるものなり。斯くして分類は分類さるべき概念を主部とし、分類されたる各部即ち分類肢を連繫的賓部となす、分類的斷定に成るものなり(第五章第二十節參照)。又た分類は其各肢を分解するに當て其異同を識別すべき標準を要す。之を分類の基礎 (Fundamentum divisionis or Principle of division) と稱す。例へば人種を白哲人種、黒色人種、黄色人種等と分類するは皮膚の色を基礎としたるが如し、或は又其の地理的分布に由て分類するとあるべく、又た分類したるものを更に他の基礎に由て分類するとあるべし。即ち分類は分類さるゝ種に共通なる徴表の特異點を基礎としてなすものにして、其等の徴表は一個に限らざるが故に、其の見地と目的を異にするに従ひ、同一概念にも種々なる分類をなすとを得。而して其の基礎が外部的或は偶有的なる徴表

を選擇したるものならんには、分類は人為的 (Artificial) といはる。是れ唯、一時或る特別なる目的に向てなさるゝものにして、其法甚だ便益にして且つ必要なるにあらずといへども、眞の關係を表はすものといふべからざるが故に科學的價値の少なきものなり。例へば花を其色に由り、若くは人を其丈の高さに由りて分類するが如し。眞の科學的分類は善く其種の相互間の本質的な區別的關係をも示すものなるべく。從て其分類の基礎は其等に本質的な微表の特異點に由るものたるべし。故に結局其は特有的微表たるべきも、其特異なる點を除けば全種の種に共通なる性質を有する微表たるべし。是れ前に共通なる微表の特異點を基礎とすといへる所以なり。又凡べて概念は唯、一個の基礎に由りて分類したるのみにては十全に其外延を規定すると能はず。是を以て前述の如く一度分類したる各種を更に他の基礎に由りて分類するなり。是等の分類を順次に連續し以て其の大分類小分類を統合すれば、幾多の段階に於ける對位的なる小外延の概念と其下に從屬せる更に下位の概念を得べし。而して其等は内部的關係に由りて統一せられ一種の統制をなす。而して最下に位する種概念は最上位の概念の外延に含まれ

たる全体を秩序的に表示するものなり。是に於てか外延を十全に知るとを得。

今上來述べたる所を比照するに論理的分類は類概念。分類の基礎。及び分類の肢の三要素に成るものなるが、其が正常なるべき條件として次のものを得。

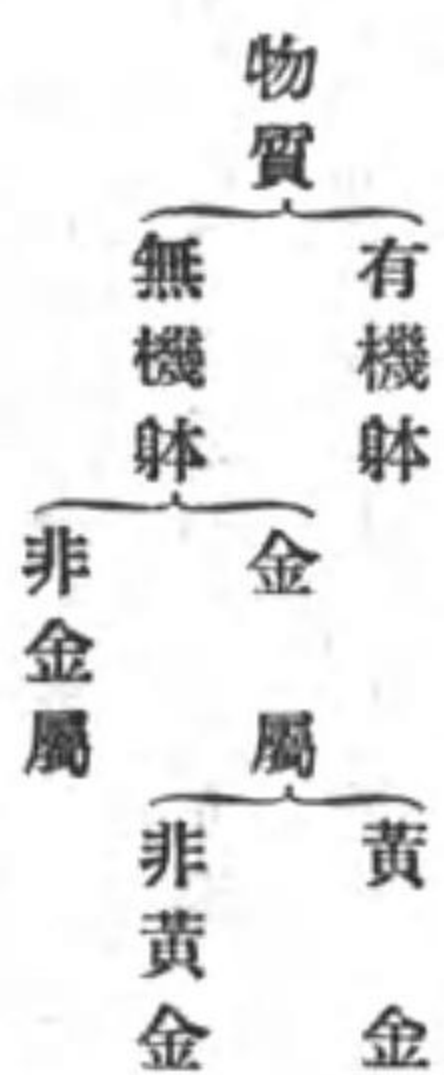
- 第一則。分類は分類さるべき全部の各肢に共通なる或微表の差異を基礎とすべし。
- 第二則。分類は其一段を完了するまで終始一貫して唯一の基礎に従ふべし。
- 第三則。分類されたる各肢は相互に排拒せざるべからず。
- 第四則。分類されたる各肢の總和は分類さるゝ類概念と適合せざるべからず。
- 第五則。分類は斷絶的なるべからず。

第一則は前題の敘述に由りて明かなり。若し之を犯せば分別すべき標準を失ふべし。第二則は分類の基礎を中途に變更するを禁じ、若し之を犯せば交錯分類 (Cross division) へ過誤に陥る。即ち分類されたる各種の分界明確を失し、縦横錯

雜するものにして。例へば人種を分て白哲人種、黄色人種、蒙古人種、歐羅巴人種等となすが如し。爰に最初に膚色を以て基礎となし、其を一貫せずして後には地理的分布を基礎となすに至る。従て概念の外延は明確に規定せられざるなり。第一。三。則は各肢即ち種概念が其外延に於て共通する所なく、對位的且つ離接的なるを要するものにして、之を犯せば亦た交錯分類に陥る。前例は尙ほ本則にも抵觸す。即ち黄色人種と蒙古人種とは相容れざる者にあらざればなり。第四。則は類の外延に分類されたる種の全數が符合し、即ち分類は正さに完結せらるべきとを要求し。之を犯せば過狹的若くは過廣的の分類となりて所與の概念は其外延十全に規定せられざるべし。故に完全なる分類は反轉的なる分類的斷定を以て示すべく、其正否は單純換位して檢すべきなり。第五。則は各肢は欠陥なく秩序的なるを要求するものにして、之がためには所與の類概念に接近せる上位の種より次第に下位に分類を進め、換言すれば上位概念其下位の種に對して最近の類たるべきを要するものなり。若し之を犯すときは動もすれば急激なる間隙を生じて分類は精密ならず。従て又全外延を規定し盡すと能はざるべし。

如上の條件に由り分類するに當り、其の分類肢の數に由て二肢分類(Dichotomy)、三肢分類(Trichotomy)、及び多肢分類(Polytomy)の別あり。されど分類は既に有せる科學的知識を整頓するものにしあれば、其等知識の性質と、又其の目的とに由て是等の諸分類法は種々に混用せらるゝとあるなり。又た其の如上の規則に照して正否を判別するにも亦た夫々實際上の知識の明確なる所に歸すべしといへども此中二肢分類のみは形式上よりも如上の規則に適合し、論理上完全なる分類法といはるゝが故に爰に説明せん。

二肢分類は通常或る徴表の有無を基礎として一概念を二分し以て補充的關係をなせる積極的と消極的との二種となすものにして、尙ほ此方法を順次に其分類の各肢に行ふとを得。例へば物質は有機體と無機體なりとなすが如し。今斯の方法を表記すれば次の如し。



即ち二肢は矛盾的概念をなせるものなり。されば或る場合には積極的形式をなせる矛盾的概念に分つとあり得べしといへども、前掲の如きを通例とす。斯くて此方法は嚴密に第三及び第四の二則に遵據して成立するが故に論理上誠に完全なり。從て又或るものを看過し、或は混同するの憂なきが故に、或る事物に關する知識の未だ充分發達せざる時若くは分類の限界確立し難くして尙ほ種々の搖亂せんとする場合にありては、之を適用して大に利便あり。然れども其の分類肢の一は常に消極的に規定せらるゝが故に、是に由りて成れる分類の統制に於て其の分類肢の半ばは不確定に存せる欠點あり。是を以て唯、整理の端緒を開くに適す。若し既に事物の明確なる知識を有せん限り、直ちに他の分類法を用ゐて一層簡約に且つ明確になすとを得べく、必ずしも之のみ優れるにあらず。

第四十四節 論證

(一) 論證の性質及び種類。一般に論證 (Proof) とは或る知識を表明せる所與の斷定に對し、其の確實性(或は蓋然性)を定むべき基礎を提示するものなり。換言すれば既知の眞理を示せる斷定に由て所與の斷定の妥當なるを確むるものな

り。蓋し既に第三章第十節に於て斷定には其確實性の直接的に明白なるものと又た其の間接的に知らるゝものあるをいへり。直接的に明白なるものは其中に含める概念内容の性質より内部的必然なる關聯を有して、證明する能はず、又た證明するを要せざる斷定にして之を公理 (Axiom) と稱す。數學、幾何學、論理學其他の科學に於て論證の究竟の基礎となるものなり。間接的に確實の知らるべき或る斷定は自明ならざる點あるが故に、推理に依れる證明を要するものにして、其が證明を要求するとき之を提題 (Thesis) と稱す。即ち證明せらるべき斷定なり。論證は一個の間接推理若くは其等の聯結に成り、最後の斷案は即ち所與の提題にして、其前提たるべきものは公理、定義、或は定説といはるゝ斷定にして、總じて之を論據と稱す。論據は論證の依立せる制約にして必ず先づ認容されたる者ならざるべからず。假定されたる臆説を證明して定説となすが如き研究的證明法も、此に所謂統制的方法の論證も其の根本的形式に於ては敢て異なる所なきも、前者に於ては或る定説を發見せんと希求するものにして、後者に於ては既に發見せる定説に付て其の正確なるを證明せんとするの差異あるのみ。

論證は之を大別して直接的論證(Direct proof)と間接的論證(Indirect proof)とす。
 直接的論證とは直ちに當該の提題其者の間接的確實性を證明するに至り、其進
 行の迂路に入らざる方法なり。之を行ふには既に述べたる演繹推理及び歸納推
 理を用ゆ。是を以て演繹的論證及び歸納的論證の別あり。即ち前者は既知の普
 遍的真理の確實なるものを論據とし、當該の提題を其斷案として妥當なるを推
 演するものにして、後者は證明さるべき提題の主張する所を、其が起るべき各種
 の事例を舉げて事實的に其根據を提示するものなり。
 間接的論證とは當該に當該の提題に代るべしと假定されたる斷定の不確實を
 證明するとに由て、其提題の確實なるを示すものにして、迂回せる方法なり。是に
 も亦た二種あり。一を反證的論證(Deductio ad Absurdum)といひ。二を排斥的論證
 (Proof by exclusion) と稱す。前者にありては證明せんとする斷定に矛盾的對當を
 なす斷定の不確實なるを證明し、以て當該斷定の必然的妥當なるを推演する方法
 なり。詳言すれば假りに當該斷定に對する矛盾的斷定を認容すれば其結果は幾
 多の既知の真理と衝突するが故に該矛盾的斷定の背理なるを知り、是れ假言的問接推理にて被

制約を否認すればなり。從て矛盾對當の推理に本き當該斷定の確實なるを認
 知するなり。後者にありては當該の斷定と共に幾多の可能なるべき場合を思惟
 し、其等の場合の悉く不確實不成立なるを順次に證明するとに由て、残れる當該の
 場合を確定する方法なり。換言すれば當該の提題を完備せる離接肢の一に數
 へて其等の孰れか一の必ず真理ならざるべからざることを豫定し。然る後他の各
 肢の偽なるよりして當該の提題の眞なるを證するものなり。如上の二種の論
 證法は吾人が數學幾何等に於ける定理の論證に於て屢、目撃する所のものなり。
 今第二の方法の一例を舉げんに、甲なる圓は乙なる圓に等しきか、其より大なるか
 將た小なるか、其一にあらざるべからざるが故に爰に其の大にも小にもあらざる
 とを證せば其等が相等しきとは自ら知らるゝ如きはなり。

(二) 謬論。 論證に要する推理に關して一般的なる條件は前既に説述せり。
 之に背くものは皆な謬論(Fallacy)なり。尙ほ論證は其の論據の性質及び其の歸結
 との調和等に關して過誤を生ず。而して其は論議の主題に關して明確なる知識
 を有する者にして始めて發見するを得べきものなり。然れども大凡論證の誤謬

は使用せる概念の意義曖昧なると、將さに證明せんとする斷案或は歸結を豫想して進行するより來るもの多し。是れ論議の二原則なる。(一) 概念は確然定義し常に一定不變の意義を以て終始一貫すべきと。(二) 未證の斷案は豫め前提の中に潜在せしむべからず、必ず嚴密に其より推理せらるべきと。に違背するが故なり。されば論證は常に定義分類の之に先立つべきとを豫想するや明かなり。而して是等の條件を故意に無視して謬論をなすを詭辯論(Sophism)といひ。知らずして行ふを背理論(Paralogism)といふ。今之を多義の謬論(Fallacy of equivocation)と豫定の謬論(Fallacy of presumption)とに分て其重なる者數四を述べん。

(甲) 多義の謬論。斯種の過誤は意義の明晰分ならざる概念を使用するより起るものにして。推理に際し大小二概念の意義曖昧なるより生ずる者ありといへども往々散見するものは中概念の曖昧なるに存す。分て聚合及び分離の謬論と偶爾の謬論となす。

(イ) 聚合及び分離の謬論(F. of Composition and Division)とは同一概念の箇別的意義と集合的意義とを混同するものにして、既てに個別的にいへるを後に變じて集合

的に解するを聚合の謬論。其の反對なるを分離の謬論とす。例へば凡て今回撰出の代議士は無能なり。現國會を成すものは凡て今回撰出の代議士なり。故に現國會は無能なり。とは聚合の謬論なり。個々としては代議士は無能ならんも。全體として見れば互に相補ふ所あり。未だ必ずしも然らざる理由あればなり。次に或る政策が一國全體として利便大なるが故に。國內孰れの部分に對しても亦た然りとなすが如きは分離の謬論なり。

(ろ) 偶爾の謬論(Fallacy of accident)とは概念の本質的徴表と偶有的徴表との差異を辨ぜざるより來る謬論なり。則ち論理的定義に由て表明さるゝ如き本質的徴表を有する上に於て眞なるものと、或る特殊の場合に於ける偶有的に眞なるものと、の混同に起因するものなり。

(イ) 一般に若くは本質上眞なるを或る特殊の若くは偶然なる事情の下にも眞なりとなすものを第一例とす。即ち人は理性に由て導かれたるものなり。醉漢は人なり。故に醉漢は理性に由て導かれるものなり。とは前には人の本質に付て言へるものなり。然るに醉漢は人が特別なる事情に於ける状態なり。此

の偶然なる場合に向て唯、本質上に真なる徴表を推及せしものなれば斯種の謬論なりとす。

(ロ) 或る條件若くは特殊の事情の下に真なるを直ちに一般に若くは本質的にも真なりとするを第二例とす。即ち興奮劑は毒として働く。葡萄酒は興奮劑なり。故に葡萄酒は毒として働く。とは前提に於ては興奮劑を用ゆる特殊の場合に於てのみ真なり。然るに斷案に於て其と同様な制限を加ふるとなく。如何なる場合にも真なりと解するものなれば是れ特殊の事情を顧みざる謬論なり。

(ハ) 或る特殊の場合に真なるを直ちに他の特殊の場合にも真なりとなすを第三例とす。即ち刑法上の行爲は法律に由て罰せらるべし。竊盜の告發は刑法上の行爲なり。故に其は法律に由て罰せらるべし。といへば前には刑法上の行爲を刑法に抵觸せるものに解し。後には唯、刑法に關する行爲に解して必ずしも其に抵觸せりとの意義を有せず。共に刑法上に規定せらるゝ事柄には相違なきも。斯の場合には共に特殊の場合に於ける意義を以て取扱はるべきを混同せる謬論なり。

る謬論なり。

(乙) 豫定の謬論。斯種の謬論は論證構成の内容に關して豫定する所あり。

或は論據に於てし、或は斷案に於てし、以て立論するより生ずる謬論なり。即ち證明せらるべき點を既に前提に於て豫定するあり。若くは前提は許容せらるべきも或は論點を逸して論域外に出て而して斷案を下し得たりとなすあり。若くは正當なる論據ならざるに當該の斷案を立するに足れりと決定するとあり。其種類甚だ多し。今其重なる者を擧げん。

(イ) 不當先決の謬論(*F. of Petitio principii*)。とは未だ證明せられざる事實を前提中に豫定して立論し。若くは今當さに證明すべきもの其者を論據に入れて自らを論證せんとするが如き謬論なり。論點竊取(*Assumptio non probata*)と循環論證(*Circulus in probando*)之に屬す。

(イ) 論點竊取とは斷案を證すべき理由論據の中に豫め斷案の眞實なることを決定せるものにして、即ち證明を要すべき論點を竊かに前提中に取込みあるものなり。而して此は又た二様の形相をなす。第一は證明せんとする事實若くは其

と同義なるとを別異の言表はしを以て豫想しあるとなり。例へば道徳律に反する行爲は道徳上不正なるものなり。此行爲は道徳律に反す。故に道徳上不正なる行爲なり。といふが如し。第二は今論點となれる特殊の場合を解決すべき理由を證明なしに豫定して立論するものにして、是は特に先決問題要求の謬論といふべし。例へば労働時間を一定する法案の賛否を論決するに當ては。此に先決問題として其前提たるべき自由契約の權利に關涉すべき一切の法律制定は元來正しきや否やを決定すべきが如し。是等先決問題を決せず、竊かに任意の豫定をなして論議を進行すれば其歸結は謬論となるを免れず。

(ロ) 循環論證とは或る理由を前提として斷案を證明するも。其の理由とする所は又其の斷案を立するに由て以て證明せられたりとなすものにして。即ち二斷定が交互の眞理を證明するが如き状態となれるをいふ。斯の謬論は複雑なる論證に起り易きものにして、第一の斷案の證明に理由とせられたる前提が問究せらるゝに當て往々陥るものなり。例へば汝は此事を行ふべからず。何となれば其は不正なればなり。何故に其は不正なりや。何となれば是事は行ふべからざる事なればなりといふが如し。

らざる事なればなりといふが如し。

(ろ) 論點變更の謬論 (F. of shifting the point in debate) とは論點を誤り若くは無視して、當然なすべき論域を離れ而かも所論の趣旨を得たりとなすものにして。或は正當なる論據に立し難きに困ふじて忽ち其理由を變更し。或は其の論證せんとする事柄を變更するとあり。例へば政府提出の議案を否決せんとして其論據たるべき議案の缺點を發見し難きに困ふじて、元來現政府は信任なきが故に之を否決すべしとするは理由を變更せるものなり。又は或人は盜めりと論證せんにも其の證跡なきに由り。其を證明するとの代りに彼は無賴漢なりと立證するは論證すべき事柄を變更せるものなり。是等は共に論證の弱點を蔽ふために用ゐらるゝと多し。而して暗々裡に未證の事實を豫定せるものなり。即ち彼を無賴漢なりと證するは彼を盜人なりと證するに足ると豫定しあるが如し。

論理學 大尾

62
388

子之教一

終

